

皆様のために私たちは一切妥協しません!

- 会社・経営者ともに破産するのを避けたい方!
- 会社が破産しても経営者の自己破産は避けたい方!
- 会社の資金繰りが、とにかく大変な方!
- コロナ融資の返済が始まると、返済のメドが立たない方!
- 取引先に迷惑をかける前に何とかしたい方!

- 会社の借金を経営者やその家族が支払っている方! また、経営者や家族の借入れで支払っている方!
- 業績悪化で、事業の継続が難しいと考えている方!
- 会社の負債が多く、自分は連帯保証人だが、法人の破産手続きに踏み込めない方!

会社の借金について
自分(代表者)も保証人となってしまっているの、

一緒に自己破産しかねない状況の経営者の方

法人の借金及び代表者の保証の問題解決。

弁護士、税理士による 経営者保証ガイドラインの活用 という解決方法

面倒な手続き・交渉は、弁護士・税理士が行います。

保証人である代表者の 自己破産や信用情報への登録を防ぎます。

従来は会社が破産すれば、その保証人となっている代表者も保証債務の返済ができないことにより、自己破産せざるを得ず、信用情報機関に登録されていましたが、経営者保証ガイドラインの活用により代表者は破産及び信用情報登録機関への登録を免れる可能性があります。

保証人である代表者の 自宅や生活費を残します。

経営者保証ガイドラインの活用により、華美でない自宅や一定期間の生活費に相当する額の金銭、生命保険等を手元に残せる可能性があります。

M&A・事業譲渡と 組み合わせ、活用することができます。

会社は事業譲渡により事業承継を図りつつ、経営者保証ガイドラインにより経営者は保証債務の減免をつけることができる可能性があります。

経営者保証ガイドラインについて

会社が金融機関から借入れをする場合、多くのケースで、経営者・会社代表者が保証人とされているのが現状です。この状況だと、会社が破産を選択すると、保証人である経営者・代表者まで破産することになってしまいかねません。このような弊害を無くするため、経営者保証ガイドラインは、法人が破産したとしても対象債権者との合意に基づき経営者・代表者が一定の期間の生計費、華美でない自宅、などの資産を手元に残し、保証債務の一部を弁済することで、残りの債務免除を受ける準則を定めています。

弁護士による特定調停スキームとは

特定調停スキームは、保証債務の弁済・免除等について、対象債権者との十分な事前協議・調整を行い、事実上の合意をした上で、特定調停手続きにより保証債務の整理をするものです。通常は初回期日で調停が成立します。また、調停調書は確定判決と同一の効力があります。

ガイドラインに基づく 保証債務整理手続きの流れ

- STEP 1 支援専門家(弁護士・税理士等)へのご相談・依頼
- STEP 2 一時停止(返済猶予)の要請
※全ての金融機関に同時に要請します。
- STEP 3 債権者への弁済計画の提示・協議
- STEP 4 事実上の合意後、調停申立て
- STEP 5 調停成立、弁済・債務免除

事例 1

特定調停スキームを活用した事例 (B社長の場合)



建築工事業を営む法人は破産、保証人である会社代表者は特定調停により、保証債務を全額免除された事例
(会社の金融債務4600万円、会社代表者自身の債務10万円(カードローン))

建築工事業を営むA社は銀行、信用金庫等に合計4600万円の借入れがあり、A社の代表取締役であるB社長は、A社の借入れ全てに経営者保証をしていましたが、A社は風評被害などにより事業継続が困難になりました。

そこでA社は破産手続きを、B社長は経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理を日本弁護士連合会の特定調停スキームを活用して行うこととなりました。

その結果、A社は600万円を弁済し、B社長は破産を免れ、現預金の他、小規模企業共済掛金及びオーバーローンの自宅の保有が認められ、保証債務については全額の免除が認められました。

B社長の結果

| | |
|------------|---------------------|
| 手続き | 特定調停(破産ではない) |
| 保証債務 | 全額免除 |
| 保有の認められた資産 | 現預金 小規模企業共済掛金 自宅 |

事例 2

特定調停スキームを活用した事例 (D社長の場合)



食品製造業を営む法人及び保証人である会社代表者は特定調停により、法人は3100万円の支払いで、会社代表者は200万円の支払いで、それぞれ残りの債務を免除された事例(会社の金融債務2億9500万円、その他債務800万円、会社代表者自身の債務100万円(カードローン))

食品製造業を営むC社は信用金庫、政府系金融機関等に合計2億9500万円、カードローン会社等に800万円の借入れがあり、C社の代表取締役であるD社長は、C社の借入れ全てに経営者保証をしていましたが、C社は原材料の高騰や需要の低下、コロナの影響等もあり事業継続が困難になりました。

そこでC社は代表者の家族に事業譲渡する形での整理を、D社長は経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理を日本弁護士連合会の特定調停スキームを活用して行うこととなりました。

その結果、C社の事業は代表者家族の新設した法人に譲渡され(その他債務のうち200万円を弁済)、D社長は保有していた担保付きの不動産を新設法人に売却し(売却代金3100万円は弁済資金に充当)、破産を免れ、保証債務については残りの金額の免除が認められました。

D社長の結果

| | |
|------------|--------------------------|
| 手続き | 特定調停(破産ではない) |
| 保証債務 | 担保付き不動産の売却代金3100万円のほかは免除 |
| 保有の認められた資産 | カードローン会社への過払金の残額60万円 |

※以上は、金融庁の公表している経営者保証ガイドラインを活用した事例(金融庁ウェブサイト <https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240131-2/jireisyu.pdf>)の一部を分かりやすくアレンジしたものです。同様の結果が必ず得られるとは限りませんのでご注意ください。